

## 福山市立地適正化計画の計画期間について

### 1 趣 旨

福山市立地適正化計画（以下「本計画」という。）は、2020年（令和2年）4月に作成・公表している。

本計画に記載している「計画期間」について、本計画が5年間で終了するかのような不明瞭な表現となっているため、次のとおり整理するもの。

### 2 現 状

本計画の「計画期間」については、「2050年（令和32年）の都市の姿を見据えつつ、本計画の計画期間は2025年（令和7年）とする。」と記載している。（図参照）

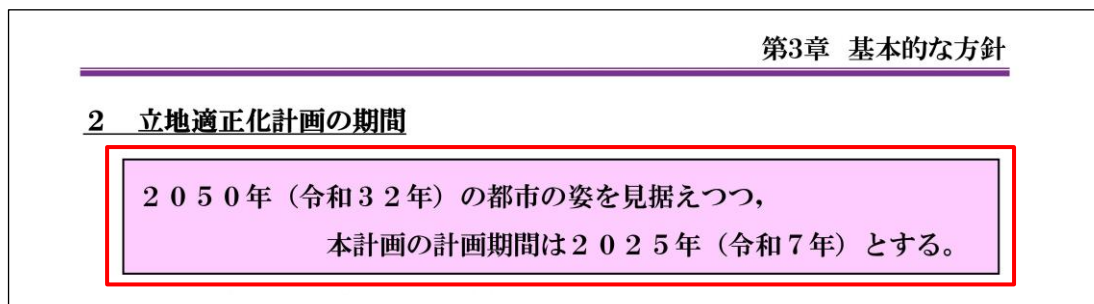


図 本計画 P. 35

本計画は、都市再生特別措置法第84条第1項の規定に基づき、PDCAを適切に実施する必要があるため、居住の誘導等に関する目標値の達成状況を確認する「期間」を5年後の2025年（令和7年）としている。

### 3 整理の結果

現在記載している2025年（令和7年）は、この5年間で本計画が終了するとした趣旨ではなく、目標値の達成状況を確認する年である。

「計画期間」としては、将来像として人口が20%以上減少し高齢化が進展すると予想される2050年（令和32年）までを持続可能な都市の実現を目指す「計画期間」として位置づけ、都市機能及び居住の誘導を進めることとする。

なお、目標値の達成状況確認とその取りまとめについては、2026年（令和8年）9月末頃に公表される予定の2025年（令和7年）の国勢調査結果を用い、2026年度（令和8年度）末までに行う。

また、今後においては概ね5年ごとに目標値の達成状況を確認しつつ、その他社会情勢の変化を捉えながら、2050年（令和32年）の都市の姿を見据えた本計画について修正が必要となった場合に適宜見直すものとする。

以 上